

(平成21年12月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から同年12月までの期間、8年9月から9年3月までの期間、10年9月から同年12月までの期間及び11年2月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月から同年12月まで
② 平成8年9月から9年3月まで
③ 平成10年9月から同年12月まで
④ 平成11年2月から12年3月まで

私は、基本的に夫名義の口座から夫婦二人分の国民年金保険料を振替で納付するとともに、口座振替が不能の場合は、市町村役場から納付督促があった際に、市町村役場又は郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が夫婦二人分の国民年金保険料の口座振替に利用していた夫名義の口座の出入金記録によれば、申立期間の国民年金保険料は、残高不足により口座振替が不能であったことが確認できるとともに、当該口座において申立期間の国民年金保険料に相当する金額の出金記録は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間①直後の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料を5年2月に過年度納付するとともに、申立期間③直後の11年1月の国民年金保険料を13年2月に過年度納付していることが確認できるが、その時点では、申立期間①及び③の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、申立期間②については、申立人の夫も大半の期間が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、口座振替が不能の場

合は、市町村役場から納付督促があった際に、市町村役場又は郵便局で納付していたと主張しているが、市町村役場から納付督促を受けて納付したとする期間、納付金額について記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 7 月以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を地区の集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 5 月ごろに A 県において払い出されたものが存在するが、戸籍の附票によれば、申立人は 50 年 4 月に A 県から B 県に転入していることが確認できる上、申立期間当時、申立人が居住していた市町村の国民年金被保険者カード及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立人が B 県内において国民年金の転入手続を行ったのは 57 年 6 月ごろと考えられ、社会保険庁の記録上、転出先が不明等の理由により、住所不明の被保険者として取り扱われていることも不自然ではなく、当該番号により、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によることとなり、集金人では過年度保険料を収納できなかったものと考えられ、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は国民年金保険料の納付金額について記憶が明確でなく、ほかに申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 63 年ごろ、市役所の職員と思われる二人の男性が自宅を訪れ、過去の未納期間の納付を勧められたことから、夫が、さかのぼって 2 年分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、昭和 61 年 3 月からの 24 か月分の国民年金保険料として 15 万 5,520 円を納付したことを示すメモ書きを保管している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているメモ書きに記載されている金額は、申立期間の国民年金保険料額（17 万 4,000 円）とは相違する上、社会保険庁の記録上、平成 6 年 4 月に追納により納付済みとされている申立期間直前の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料額と一致していることから、申立人が当該期間の国民年金保険料について、申立期間の国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとされる申立人の夫は既に他界しており、国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立期間は申立人の夫も未納期間とされており、ほかに申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月7日から28年6月20日まで
申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入した昭和36年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかぬ。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間後の被保険者期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えても不自然ではないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。